

ソーシャルワーカー養成の現状分析と課題 －保育者養成校を中心－

本田 和 隆*

The Current Situation and issues of Social Worker Training:
Focusing on Nursery School Teacher Training Course

Kazutaka Honda

【キーワード】 ソーシャルワーク、社会福祉士養成、保育者養成、カリキュラム

1. はじめに—研究背景と目的

筆者は、『大阪千代田短期大学研究紀要』第46号において、子育て支援に関わる現代的課題を示し、保育・教育相談支援¹⁾の必要性について述べた（本田 2018）。また、近年の福祉・教育分野における政策動向に触れながら、今後求められる保育・教育相談支援の専門性について「価値、知識、技術」に分けて言及し、短期大学の2年間で「保護者対応ができる人材育成の難しさ」を課題として提起した。東京都が平成26年に実施した『東京都保育士実態調査報告書』によると、調査した8,214名の保育士の51%（全体の3番目）が「保護者対応の仕方を習得したい」と回答、1,488名の保育士の17.9%（全体の8番目）が「保護者対応等の心労」を退職意向理由としてあげていることがわかっている。これまで、保育士養成課程では「ソーシャルワークマインド」を持った保育士、教職課程では「カウンセリングマインド」を持った幼稚園教諭を目指してきた背景があったが、果たして「マインド（精神や意識）」だけで解決していく問題なのか疑問に残る。「保育所保育指針」（2017年改正）を検討した社会保障審議会児童部会保育専門委員会では、「ソーシャルワーク²⁾」について30回程度発言され、「保育現場にソーシャルワーカーを配置する必要がある」と言及している委員もおり、ソーシャルワークは今なお求められている。このことは、保育・幼児教育の現場において「保護者に対する保育・教育相談支援の知識や技術」が強く求められていることを意味し、保育者養成校のカリキュラムを検討してみる必要があろう。

所属および連絡先

* 大阪千代田短期大学

ソーシャルワーカー養成の現状分析と課題

しかしながら、多くの研究者が指摘している通り、保育者養成校における保育・教育相談支援の学びの優先順位はあまり高いとは言えず、学生自身も、現業の保育者自身も「自分たちが相談援助職であること」や「ソーシャルワーク機能が求められている」という意識を持っていない³⁾。

以上の背景を踏まえ、本稿では、保育・教育相談支援の専門性を「保育者養成校においてどのように身につけるのか」を中心に、保育者養成校のカリキュラムについて検討したい。その方法として、保育者養成校における相談援助科目に関わる先行研究の検討と、福祉現場や学校教育現場における相談援助の国家資格である「社会福祉士養成カリキュラム」との比較を通して、保育者養成校の課題を見出し、今後の保育者養成校における保育・教育相談支援やソーシャルワーク教育について改善点を示したい。

主題にある「ソーシャルワーカー」という用語は、保育・幼児教育分野における相談援助者の名称が確立していないこと、教育分野におけるスクールソーシャルワーカーを含めた意味も必要になってくることから、それらを包含する名称として用いている⁴⁾。

2. 保育者養成カリキュラムにおける保育・教育相談支援に関する先行研究

保育者養成カリキュラムにおける保育・教育相談支援に関わる科目は、「家庭支援論」「相談援助」「保育相談支援」「保育実習」などがあげられる。本項では、これらの科目に関わる先行研究を整理し、それぞれの課題を示したい。

山本（2000：18）は、保育所における相談事業や情報提供の現状を踏まえ、保育所機能の多様化とソーシャルワークの可能性について言及しているとともに、保育士の養成課程において「地域活動や保護者相談などのスキルや知識を習得することを目的としていない」ことや、「保育士自身も自分たちをソーシャルワーカーであるとは考えていないこと」を課題としてあげている。山本の指摘は、保育士養成課程における基本的な教育方針や保育士のあり方について言及している文献であり、2018年を経た現在でも同意できる点がある。このように先行研究では、保育・幼児教育の現場における保育ソーシャルワークや子育て支援、保護者支援の必要性を述べている論文は多く、その養成課程における取り組みの成果と検討課題が示されている。

例えば、保育者養成校の教員に対して「子育て支援」の取り扱い状況を調査して養成校の時間的な制限や教える内容の多さを課題としてあげた文献（林 2003）、「家庭支援論」関連科目を受講する学生のレポートから「自分より年上の保護者への対応に大きな不安を抱えている」学生の特徴に言及した文献（徳広 2011）、保育者養成校の学生に対するコミュニケーションについての意識調査を行った結果、「相手の感情を理解して寄り添うこと」や「適切な言葉や助言をする力」が不足していることについて言及した文献（藤原 2013）、相談援助（講義・演習）の授業における学生の具体的な発言内容から「学生の学び」について考察を加えた文献（勝間

本田和隆

田・江藤 2014)、カリキュラム上の制限や学生が自身を見つめ直すことができる系統的なプログラムがないため「実践における援助関係の行き詰まり」を招き「援助者としての成長の妨げにもなる」と言及している文献(小山 2014:4)、保護者の相談内容が多様化・複雑化している今日において「相談支援」や「相談支援演習」の科目で十分と言えるのか問題提起している文献(須永 2014:346)などがある。

また、カリキュラム上の課題があるものの、保育者養成校において新たな授業に取り組んだり、様々な工夫をしたりして、子育て支援やソーシャルワーク教育について検討した文献もある。勤務校の実施科目「子育て支援」(演習・理論)を事例として、その教育効果とともに「事前事後における学習が不可欠であること」、「学生自身が解決出来るような学習支援の必要性」、「子育てに関連する知識や相談援助・技術の教育と計画」、「関連科目との関係性」、「学生の自己点検・評価」を課題としてあげている文献(須永 2014:147)、保育現場の「おたより」作成を教材にして帰納法的アプローチから授業実践の方法を検討した文献(徳広 2014)などがあった。

最後に、保育者養成におけるソーシャルワーク教育や社会福祉士養成との比較に関する文献も数点みられた。例えば、他大学の「社会福祉Ⅱ」のシラバスの比較やコミュニケーションスキルなどの演習授業の改善点について言及している論文(守本 2001)、保育士養成校における施設実習の事前学習について勤務校の授業事例やアンケート結果から必要な学習内容を検討した論文(川崎 2013)である。また、平成 28 年 7 月に厚生労働省が示した「地域包括ケアの深化・地域共生社会の実現」を踏まえ、社会福祉士養成をベースに介護福祉士、保育士養成を習得するカリキュラム編成について論じられた文献も既に出てきている(茂井・奈良 2017)。

以上の通り、保育者養成カリキュラムや、保育・教育相談支援に関わる「家庭支援論」「相談援助」「保育相談支援」「保育実習」について論じている文献はあるものの、2008(平成 30)年に改正された社会福祉士養成の新カリキュラムとの比較や、幼稚園教諭の教職課程との比較など、まだまだ検討の余地が残されている。

3. 保育者養成と社会福祉士養成カリキュラムの概要

本項では、指定保育士養成カリキュラム・幼稚園教諭教職課程、社会福祉士養成カリキュラムの概要を示し、免許や資格の法的根拠、資格取得までの道すじ、必要な科目内容から整理したい。

(1) 保育者養成カリキュラムについて 保育士とは(根拠法令により)

ソーシャルワーカー養成の現状分析と課題

保育士とは「保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者」とされている（児童福祉法第18条の4）。保育士資格を取得する方法は、①厚生労働大臣の指定する保育士養成校その他の施設を卒業すること、②保育士試験に合格することの2つである。保育士養成校は専門学校・短期大学・4年制大学など全国に553校（平成30年4月現在）が設置されている。働く場所は、全国に約2万5,000か所ある保育所や認定こども園、あるいは乳児院、児童養護施設、障害児施設などの保育業務が中心である。近年では保育所、児童福祉施設などを利用している児童の保育にあたるだけではなく、地域の実情に応じた少子化対策を推進するための保育・幼児教育などの事業を実施する地域子育て支援事業の展開や保育所の組織的対応、地域の関係機関との連携等が必要となっており、保育士には一層幅広い専門性が要求され、その養成カリキュラムの見直しがされてきた。

保育士になるためには、指定された保育士養成施設において定められた24以上の指定科目（表1参照）を修めて卒業するか、1年に2回ある保育士試験に合格する必要があり、保育士登録を行うことで「保育士」の名称を名乗れることとなる。

表1 保育士資格取得のための指定科目

必修科目	選択必修科目
【保育の本質・目的に関する科目】	
1 保育原理	25 保育の本質・目的に関する科目
2 教育原理	26 保育の対象の理解に関する科目
3 児童家庭福祉	27 保育の内容・方法に関する科目
4 社会福祉	28 保育の表現技術
5 相談援助	29 保育実習Ⅱ
6 社会的養護	30 保育実習指導Ⅱ
7 保育者論	31 保育実習Ⅲ
【保育の対象の理解に関する科目】	32 保育実習指導Ⅲ
8 保育の心理学Ⅰ	
9 保育の心理学Ⅱ	
10 子どもの保健Ⅰ	
11 子どもの保健Ⅱ	
12 子どもの食と栄養	
13 家庭支援論	
【保育の内容・方法に関する科目】	
14 保育課程論	
15 保育内容総論	
16 保育内容演習	
17 乳児保育	
18 障害児保育	
19 社会的養護内容	
20 保育相談支援	
【保育の表現技術】	
21 保育の表現技術	
【保育実習】	
22 保育実習Ⅰ	
23 保育実習指導Ⅰ	
【総合演習】	
24 保育実践演習	

(2) 幼稚園教諭とは（根拠法令により）

幼稚園教諭とは、四年制大学や短期大学における幼稚園教諭養成課程を修了した者であり、

「幼稚園教諭免許状」が付与される者である。主に幼稚園において園児の教育・保育をつかさどる教育職（学校教育法 旧・第 81 条第 4 項など）であり、園児の発育において、園児の教育のほか、園内の安全、園児の健康面、保護などの管理も重要な仕事となっている。幼稚園教諭二種免許状を取得するためには、幼稚園教諭の教育課程において必要な単位を修得し、短期大学士の学位（62 単位以上）を得なければいけない。必要な単位は「施行規則 66 条の 6 に基づく科目」8 単位以上、「教科に関する科目」9 単位以上、「教職に関する科目」28 単位以上（表 2 参照）である。なお、教員免許を取得した者は、10 年に一度を目安に「教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付ける」ために「教員免許更新講習」を受講しなければならない。

表 2 幼稚園教諭二種免許取得のための教職に関する科目（一部抜粋）

	教育職員免許法施行規則に定める科目区分	科目に含めることが必要な事項	本学での科目名	単位	履修方法	必要単位
第四欄	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	幼児理解の理論及び方法	乳幼児理解	1 単位	必修	2 単位
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む）の理論及び方法	保育相談支援	1 単位	必修	
第五欄	教育実習		教育実習 教育実習指導	4 単位 1 単位	必修	5 単位

(3) 社会福祉士養成カリキュラムについて

社会福祉士とは（根拠法令により）

社会福祉士は、「専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者」（社会福祉士及び介護福祉士法第 2 条第 1 項）と定められている。社会福祉分野における相談援助職の代表的な国家資格であり、医療・福祉施設や公的相談機関など、活躍する職場は多岐にわたる。

精神保健福祉士は、「精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもつて、精神障害者の社会復帰に関する相談援助を行う社会福祉専門職である」（精神保健



図 1 社会福祉士資格取得ルート図

出典：(財)社会福祉振興・試験センター HP より

ソーシャルワーカー養成の現状分析と課題

福祉士法第2条)と定められている。前述した社会福祉士と比べて精神保健福祉分野に特化した相談援助職であり、精神障害者や家族に対する相談・助言・指導を行っている。

社会福祉士や精神保健福祉士になるためには、福祉系大学で社会福祉に関する指定された科目を修めて卒業した者、福祉系短期大学で指定の科目を修め、厚生労働省令で定める指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した者、相談援助の実務経験の年数や資格に必要な履修科目、取得資格に応じて養成施設等(6カ月以上)で必要な単位を取得する者などに、国が行う国家試験の受験資格が与えられ、その試験に合格しなければならない。福祉系4年制大学において社会福祉士の受験資格を得るために、指定された養成施設において18の「指定科目」を修めなければならない(表3参照)。

表3 「社会福祉士指定科目一覧」

共通科目	専門科目	
1 人体の構造と機能及び疾病 ※1	10 社会調査の基礎	
1 心理学理論と心理的支援 ※1	11 相談援助の基盤と専門職	
1 社会理論と社会システム ※1	12 相談援助の理論と方法	
2 現代社会と福祉	13 福祉サービスの組織と経営	
3 地域福祉の理論と方法	14 高齢者に対する支援と介護保険制度	
4 福祉行政財政と福祉計画	15 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	
5 社会保障	9 就労支援サービス ※2	
6 障害者に対する支援と障害者自立支援制度	9 更生保護制度 ※2	
7 低所得者に対する支援と生活保護制度	実習科目・演習科目	
8 保健医療サービス	16 相談援助演習	
9 権利擁護と成年後見制度 ※2	17 相談援助実習指導	
	18 相談援助実習	

※1、※2の3科目中1科目選択必修

出典:「社会福祉士に関する科目を定める省令」(平成20年文部科学省令・厚生労働省令第3号)より

学校教育現場の相談援助職であるスクールソーシャルワーカーについては、2008(平成20)年度、文部科学省による「スクールソーシャルワーカー活用事業」が開始されことを受け、日本社会福祉士養成校協会が2009(同21)年度より社会福祉士等の資格を有する者に対し「社団法人日本社会福祉士養成校協会認定スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程修了者」として修了証を交付している。文部科学省は、スクールソーシャルワーカーについて「問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていくこと」としている。文科省が提示している「チーム学校」の教員以外の専門スタッフとしてスクールソーシャルワーカーが法的に位置付けられるとともに、「一億総活躍プラン」(平成28年閣議決定)ではスクールソーシャルワーカーの配置目標(2019年度10,000人)が示された。

4. 保育者養成と社会福祉士養成のカリキュラム比較

本項では、保育者養成と社会福祉士養成のカリキュラムの中で保育・教育相談支援に関わる

科目のみを選定し、「講義科目」「演習科目」「実習指導及び実習」「その他」の4つに分けてそれぞれの特徴を示したい。

(1) 講義科目の特徴

保育士養成カリキュラムの科目は、児童に特化した知識・技術が目立つ。子どもの発達段階を押さえた発達心理学や、子どもに対する養護や教育方法を学ぶ保育原理、保育課程、配慮が必要な子どもへの保育方法などである。専門性の幅の広さを問う科目としては、社会福祉や社会的養護がある。また、幼稚園教諭の教職課程があれば、教育系の科目を併修する必要がある。一方、社会福祉士養成カリキュラムの科目は、非常に広範囲な知識・技術の修得が求められている。基盤とする学問分野は、医学、心理学、社会学、法学、行財政学など多岐にわたり、支援対象も児童、障害者、高齢者、低所得者、犯罪者、地域住民など様々である。また、支援対象の制度（マクロレベル）とともに、その方法・技術も多様にあり、ミクロレベルの面接技法、メゾレベルの社会調査、行政計画など非常に幅広い知識・技術が求められることがわかる。

保育・教育相談支援に関わる講義科目だけを抽出してみると、表4の通りになる。

表4 「保育・教育相談支援に関する科目一覧」

	保育者養成	社会福祉士養成
講義科目	<input type="radio"/> 児童家庭福祉論（90時間） <input type="radio"/> 家庭支援論（90時間）	<input type="radio"/> 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度（30時間） <input type="radio"/> 相談援助の基盤と専門職（60時間） <input type="radio"/> 相談援助の理論と方法（120時間）
演習科目	<input type="radio"/> 相談援助（45時間） <input type="radio"/> 保育相談支援（45時間）	<input type="radio"/> 相談援助演習（150時間）
実習指導及び実習	<input type="radio"/> 保育実習（90時間） <input type="radio"/> 保育実習指導（45時間） <input type="radio"/> 教育実習（120時間） <input type="radio"/> 教育実習指導（45時間）	<input type="radio"/> 相談援助実習指導（90時間） <input type="radio"/> 相談援助実習（180時間）

※1 単位 45時間換算

保育士の場合は「児童家庭福祉論」「家庭支援論」があげられる。「児童家庭福祉論」は概ね社会福祉士養成科目の内容と共通しているが、「家庭支援論」は子どもだけではない家庭を含めた支援の展開や家庭の意義や機能、子育て家庭を取り巻く社会状況などについて理解が求められる内容である。

社会福祉士の場合は「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」「相談援助の基盤と専門職」「相談援助の理論と方法」があげられ、保育者養成と比べて相談援助に関する講義科目や時間数が多く設定されている。「相談援助の基盤と専門職」（60時間）は、社会福祉士や精神保健福祉士の役割、相談援助の概念や理念、専門職倫理や他職種連携の意義などについての内容である。「相談援助の理論と方法」（120時間）は、システム理論や治療モデル、生活モデルといった支援対象者のとらえ方やケースワークのプロセス、その他の援助技術理論を習得

ソーシャルワーカー養成の現状分析と課題

する内容となっている。

これらの講義科目においては、相談援助としての基礎的知識の理解と修得が求められ、次の演習や実習をより深めるための考え方（概念装置）を身につける必要があろう。

(2) 演習科目の特徴

演習科目をみると、保育者養成の場合は「相談援助」(45時間)、「保育相談支援」(45時間)であり、社会福祉士の場合は「相談援助演習」(150時間)のみがあげられる（表5を参照）。両者を比べると授業時間数に大きな差があることや幼稚園教諭免許に必要な「保育相談支援」

表5 「保育・教育相談支援に関する演習科目の比較」

指定科目 (時間数)	保育士・幼稚園教諭養成		社会福祉士養成 相談援助演習 (150時間)
	相談援助 (45時間)	保育相談支援 (45時間)	
ねらい 目的	1. 相談援助の概要について理解する。 2. 相談援助の方法と技術について理解する。 3. 相談援助の具体的展開について理解する。 4. 保育におけるソーシャルワークの応用と事例分析を通して対象への理解を深める。	1. 保育相談支援の意義と原則について理解する。 2. 保護者支援の基本を理解する。 3. 保育相談支援の実際を学び、内容や方法を理解する。 4. 保育所等児童福祉施設における保護者支援の実際について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> 相談援助の知識と技術に係る他の科目との関連性も視野に入れつつ、社会福祉士に求められる相談援助に係る知識と技術について、次に掲げる方法を用いて、実践的に習得するとともに、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。 <p>①総合的かつ包括的な援助及び地域福祉の基盤整備と開発に係る具体的な相談援助事例を体系的にとりあげること。</p> <p>②個別指導並びに集団指導を通して、具体的な援助場面を想定した実技指導（ロールプレーティング等）を中心とする演習形態により行うこと。</p>
授業内容	1. 相談援助の概要 <ul style="list-style-type: none"> (1) 相談援助の理論 (2) 相談援助の意義 (3) 相談援助の機能 (4) 相談援助とソーシャルワーク (5) 保育とソーシャルワーク 2. 相談援助の方法と技術 <ul style="list-style-type: none"> (1) 相談援助の対象 (2) 相談援助の過程 (3) 相談援助の技術・アプローチ 3. 相談援助の具体的展開 <ul style="list-style-type: none"> (1) 計画・記録・評価 (2) 関係機関との協働 (3) 多様な専門職との連携 (4) 社会資源の活用、調整、開発 4. 事例分析 <ul style="list-style-type: none"> (1) 虐待の予防と対応等の事例分析 (2) 障害のある子どもとその保護者への支援等の事例分析 (3) ロールプレイ、フィールドワーク等による事例分析 	1. 保育相談支援の意義 <ul style="list-style-type: none"> (1) 保護者に対する保育相談支援の意義 (2) 保育の特性と保育士の専門性を生かした支援 2. 保育相談支援の基本 <ul style="list-style-type: none"> (1) 子どもの最善の利益と福祉の重視 (2) 子どもの成長の喜びの共有 (3) 保護者の養育力の向上に資する支援 (4) 信頼関係を基本とした受容的かかわり、自己決定、秘密保持の尊重 3. 保育相談支援の実際 <ul style="list-style-type: none"> (1) 保育に関する保護者に対する指導 (2) 保護者支援の内容 (3) 保護者支援の方法と技術 (4) 保護者支援の計画、記録、評価、カンファレンス 4. 児童福祉施設における保育相談支援 <ul style="list-style-type: none"> (1) 保育所における保育相談支援の実際 (2) 保育所における特別な対応を要する家庭への支援 (3) 児童養護施設等要保護児童の家庭に対する支援 (4) 障害児施設、母子生活支援施設等における保育相談支援 	ア自己覚知 イ基本的なコミュニケーション技術の習得 ウ基本的な面接技術の習得 エ課題別の相談援助事例 ○社会的排除 ○虐待（児童・高齢者） ○家庭内暴力（DV） ○低所得者 ○ホームレス ○その他の危機状態にある相談援助事例 オ具体的な相談援助場面や相談援助の過程 カアウトリーチやチームアプローチなどの実技指導 キ地域福祉の計画や社会資源の活用・調整・開発など

が入っていることが違いとしてあげられる。

保育士科目の「相談援助」では、相談援助の理論や意義、その方法と技術、多様な専門職との連携、事例分析など、45時間という限られた時間の中では「相談援助」のさわりの部分しか出来ない印象を受ける。「相談援助の概要」や「相談援助の方法と技術」の内容は、講義科目として位置付けられるべき内容であり、全体の半分近くを占めている。

一方、社会福祉士科目の「相談援助演習」では、自己覚知や基本的なコミュニケーション技術、基本的な面接技術の習得からはじまり、社会的排除、虐待、ホームレスなど具体的な課題別の相談援助事例を活用して相談援助の過程を想定した実技指導が求められている。また、相談援助実習後に行う内容も示されており、「相談援助実習」を意識した内容が求められている。

(3) 実習指導及び実習の特徴

実習指導に関しては、保育士養成科目「保育実習指導」(45時間)・「教育実習指導」(45時間)、社会福祉士科目「相談援助実習指導」(90時間)ともに、実習に向けての準備や心構え、プライバシー保護、実習記録など、共通している点が多く、授業時間数も概ね同じである。しかし、現場実習では、求められる内容に大きな違いがあることが分かる(表6参照)。

「保育実習」や「教育実習」においては、保育実習の経験を踏まえ「子どもの保育及び保護者支援について総合的に学ぶ」ことがねらいの一つとして掲げられており、「(1) 環境を通して行う保育、生活や遊びを通して総合的に行う保育の理解」、「(2) 入所している子どもの保護者支援及び地域の子育て家庭への支援」、「(3) 地域社会との連携」の理解が求められている。しかし、実際には「保育実習」や「教育実習」における中心テーマは、子どもに対する理解や直接的な保育・指導であり、保護者支援については焦点が当てにくい現状がある。社会福祉士実習の内容に比べて、相談援助に関わる実習内容は非常に少なく、求められる責務や役割には大きな差があることがわかる。また、カリキュラムの差とともに、実習の実際においても、保護者対応の場面や地域の子育て支援の取り組みについて学ぶ機会が非常に少なく、本学で示している実習評価項目「地域との連携」については「(学ぶ機会がないので) 評価しづらい」と実習現場の担当者も苦慮している現状がある。

一方、「相談援助実習」では、科目名通り、相談援助が中心となっている実習であり、現場実習を通して実践的な技術等の体得、社会福祉士としての資質、技能、倫理、課題把握等、関連分野の専門職との連携を理解することなどがねらいとなっている。具体的な実習内容は、「基本的なコミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係の形成」、「利用者理解とその需要の把握及び支援計画の作成」、「利用者やその関係者(家族・親族・友人等)との援助関係の形成」、「利用者やその関係者(家族・親族・友人等)への権利擁護及び支援(エンパワメントを含む。)とその評価」、「多職種連携をはじめとする支援におけるチームアプロ-

ソーシャルワーカー養成の現状分析と課題

表6 「保育・教育相談支援に関する実習指導及び実習の比較」

指定科目 (時間数)	保育士・幼稚園教諭養成		社会福祉士養成 相談援助実習 (180時間)
	保育実習Ⅱ (90時間)	教育実習 (120時間)	
ねらい 目的	<p>1. 保育所の役割や機能について具体的な実践を通して理解を深める。</p> <p>2. 子どもの観察や関わりの視点を明確にすることを通して保育の理解を深める。</p> <p>3. 既習の教科や保育実習Ⅰの経験を踏まえ、子どもの保育及び保護者支援について総合的に学ぶ。</p> <p>4. 保育の計画・実践・観察・記録及び自己評価等について実際に取り組み、理解を深める。</p> <p>5. 保育士の業務内容や職業倫理について具体的な実践に結びつけて理解する。</p> <p>6. 保育士としての自己の課題を明確化する。</p>	<p><全体の目標></p> <p>教育実習は、観察・参加・実習という方法で教育実践に関わることを通して、教育者としての愛情と使命感を深め、将来教員になるうえでの能力や適性を考えるとともに課題を自覚する機会でもある。</p> <p>一定の実践的指導力を有する指導教員のもとで体験を積み、学校教育の実際を体験的・総合的に理解し、教育実践ならびに教育実践研究の基礎的な能力と態度を身に付ける。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 相談援助実習を通して、相談援助に係る知識と技術について具体的かつ実際に理解し実践的な技術等を体得する。 社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。 関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。
授業内容	<p>1. 保育所の役割や機能の具体的な展開</p> <p>(1) 養護と教育が一体となって行われる保育</p> <p>(2) 保育所の社会的役割と責任</p> <p>2. 観察に基づく保育理解</p> <p>(1) 子どもの心身の状態や活動の観察</p> <p>(2) 保育士等の動きや実践の観察</p> <p>(3) 保育所の生活の流れや展開の把握</p> <p>3. 子どもの保育及び保護者・家庭への支援と地域社会等との連携</p> <p>(1) 環境を通して行う保育、生活や遊びを通して総合的に保育の理解</p> <p>(2) 入所している子どもの保護者支援及び地域の子育て家庭への支援</p> <p>(3) 地域社会との連携</p> <p>4. 指導計画の作成、実践、観察、記録、評価</p> <p>(1) 保育課程に基づく指導計画の作成・実践・省察・評価と保育の過程の理解</p> <p>(2) 作成した指導計画に基づく保育実践と評価</p> <p>5. 保育士の業務と職業倫理</p> <p>(1) 多様な保育の展開と保育士の業務</p> <p>(2) 多様な保育の展開と保育士の職業倫理</p> <p>6. 自己の課題の明確化</p>	<p>※ここでは、「教職課程コアカリキュラム」で示されている学生が修得する資質能力、「全体目標」(※上記記載)「一般目標」「到達目標」を記載している。これらをもとに、「授業を設計・実施し、大学として責任をもって単位認定を行うこと」が求められている。</p> <p>(1) 事前指導・事後指導に関する事項</p> <p>一般目標: 事前指導では教育実習生として学校の教育活動に参画する意識を高め、事後指導では教育実習を経て得られた成果と課題等を省察するとともに、教員免許取得までに習得すべき知識や技能等について理解する。これらを通して教育実習の意義を理解する。</p> <p>到達目標: ①教育実習生として遵守すべき義務等について理解するとともに、その責任を自覚したうえで意欲的に教育実習に参加することができる。②教育実習を通して得られた知識と経験をふりかえり、教員免許取得までにさらに習得することが必要な知識や技能等を理解している。</p> <p>(2) 観察及び参加並びに教育実習校の理解に関する事項</p> <p>一般目標: 幼児、児童および生徒や学習環境等に対して適切な観察を行うとともに、学校実務に対する補助的な役割を担うことを通して、教育実習校(園)の幼児、児童又は生徒の実態と、これを踏まえた学校経営及び教育活動の特色を理解する。</p> <p>到達目標: ①幼児、児童又は生徒との関わりを通して、その実態や課題を把握することができる。②指導教員等の実施する授業を視点を持って観察し、実際に即して記録することができます。③教育実習校(園)の学校経営方針及び特色ある教育活動並びにそれらを実施するための組織体制について理解している。④学級担任や教科担任等の補助的な役割を担うことができる。</p> <p>(3-2) 保育内容の指導及び学級経営に関する事項 ※幼稚園教諭</p> <p>一般目標: 大学で学んだ領域や教職に関する専門的な知識・理論・技術等を、保育で実践するための基礎を身に付ける。</p> <p>到達目標: ①幼稚園教育要領及び幼児の実態等を踏まえた適切な指導案を作成し、保育を実践することができる。②保育に必要な基礎的技術(話法・保育形態・保育展開・環境構成など)を実地に即して身に付けるとともに、幼児の体験との関連を考慮しながら適切な場面で情報機器を活用することができる。③学級担任の役割と職務内容を実地に即して理解している。④様々な活動の場面で適切に幼児と関わることができる。</p>	<p>ア利用者やその関係者、施設・事業者・機関・団体等の職員、地域住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係の形成</p> <p>イ利用者理解とその需要の把握及び支援絵画の作成</p> <p>ウ利用者やその関係者(家族・親族・友人等)との援助関係の形成</p> <p>エ利用者やその関係者(家族・親族・友人等)への権利擁護及び支援(エンパワーメント)を含む。)とその評価</p> <p>オ多職種連携をはじめとする支援におけるチームアプローチの実際</p> <p>カ社会福祉士としての職業倫理、施設・事業者・機関・団体等の職員の就業などに関する規定への理解と組織の一員としての役割と責任への理解</p> <p>キ施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際</p> <p>ク当該実習先が地域社会の中の施設・事業者・機関・団体等であることへの理解と具体的な地域社会への働きかけとしてのアウトリーチ、ネットワークキング、社会資源の活用・調整・開発に関する理解。</p>

本田和隆

チの実際」、「社会福祉士としての職業倫理」、「施設・事業者・機関・団体等の職員の就業などに関する規定への理解と組織の一員としての役割と責任への理解」、「施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際」「当該実習先が地域社会の中の施設・事業者・機関・団体等であることへの理解と具体的な地域社会への働きかけとしてのアウトリーチ、ネットワークキング、社会資源の活用・調整・開発に関する理解」である。

(4) その他の養成カリキュラムの特徴

1) 教科担当教員の資格

保育士養成における教科担当専任教員は、「学位や研究業績のある者」、「教育経験者」、「学術技能に秀でた者」、「児童福祉事業に関する業績のある者」が示されているが、具体的な教育経験年数などの条件はない。しかし現在、幼稚園教諭免許の教育課程の見直しが行われており、授業担当者の「教育・研究業績が問われてきたこと」は付け加えておきたい。

一方、社会福祉士養成における指定科目担当者は、それぞれの科目によって細かい条件が設定されている。例えば、「相談援助の基盤と専門職」を担当する教員は、「大学等で選考された者」、「専修学校で3年以上担当した者」、「当該科目を専攻した修士・博士の学位を有する者」、「社会福祉士資格取得後、相談業務に5年従事した者」となっている。また、相談援助演習・相談援助実習、相談援助実習指導の担当教員については、「大学等で当該科目を5年以上担当した者」、「専修学校で当該科目を5年以上担当した者」、「社会福祉士資格取得後、相談業務に5年従事した者」、「社会福祉士実習演習担当教員講習会の課程を修了した者」となっており、教育経験年数や相談業務年数、特別な講習会の修了の有無が問われている。

2) 現場実習指導者の資格

保育実習では、「指定保育士養成施設の所長は、教員のうちから実習指導者を定め、実習に関する全般的な事項を担当させる」ということからも実習指導に関わる教員資格に細かい条件は無く、実習施設の指導担当者についても「その長及び保育士のうちから実習指導者を定めるもの」とだけしか記載されていない。

一方、社会福祉士の実習では2007年の「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正に伴い、社会福祉士実習を行う実習施設・機関における実習指導者の要件が、「社会福祉士の資格を取得・登録後3年以上の相談援助業務の経験を有し、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会（厚生労働大臣が別に定める基準を満たすもの）を修了した者」と改められた。これまで現場実習における指導者の条件について特に定められていなかったが、一定水準の指導者が必ず学生に対して指導することになった。

3) 国家試験の受験の有無

保育士資格は、国家試験を受験せずに資格取得を目指すことが出来るが、保育者養成校にお

いて必要な単位を修得する必要がある。例えば、短期大学の場合は、保育士資格・幼稚園教諭免許を取るために2年間で90単位程度必要となる。幼稚園教諭は、他の教員免許と同じように「教員免許更新講習」を受講し、研鑽する機会が設けられている。

一方、社会福祉士は、本論第3項「保育者養成と社会福祉士養成カリキュラムの概要」に掲載している通り、社会福祉士資格は、養成施設において必要な単位を修得しても「社会福祉士国家試験受験資格」を得るだけであり、毎年1回行われる国家試験に合格しなければいけない。保育士資格も年に2回の国家試験の機会が設けられているが、ほとんどの資格取得者は保育者養成校において必要な単位を修め、資格取得している。国家試験の受験の有無によって、その専門性を簡単に図ることは出来ないが、社会福祉士国家試験は非常に難易度が高く⁵⁾、求められる知識が幅広い。

4) 講義、演習、実習の系統性

最後に、これまで述べてきた「講義科目」「演習科目」「実習指導及び実習」のそれぞれの関連性が社会福祉士養成では細かく示されている記載があり、系統だった専門職養成が意図されている。一方、幼稚園教諭の教育課程では、「開放性」の原則のもと、具体的なカリキュラム内容や教員の資格・適正などは養成校に委ねられている点が特徴としてあげられる。

5. 考察—社会福祉士養成カリキュラムから活かせること

社会福祉士養成カリキュラムとの比較から、今後活かされる保育・教育相談支援における保育者養成についての課題を3つ示したい。

一つ目は、保育・教育相談支援の系統的な学びの必要性である。「相談援助演習」においては、「相談援助実習」の後に学習する内容を設けている。学生たちは、現場実習の個別体験を養成施設において一般化し、具体的な援助技術や技法の体験的理理解をすることが求められている。保育者養成カリキュラムにおいても、現場実習の事前教育とともに、事後教育を設定し、実習での体験をフィードバックする機会が必要であろう。しかし、保育士と幼稚園教諭の両資格を取得する養成施設は、習得する単位が多くあり、類似した内容を受講しているように思われる。現時点で実施することは困難ではあるが、保育士資格・幼稚園教諭養成の類似科目を統合し、社会福祉士のような相談援助の理論や演習を充実させても良いのではないかと考える。その背景としては、2017年に同時改訂された『幼稚園教育要領』、『保育所保育指針』、『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』は、3歳以上の保育・幼児教育を、「幼児教育施設」として一本化されたことなどがあげられるため、部分的には科目の整理が出来るのではないかと考える。

二つ目は、実習現場における保護者支援体験である。現状の保育所実習では、クラス保育を中心とする指導や実習を行っており、入所児童の保護者や地域の保護者と接する機会がほとんど

本田和隆

どない。学生が最も不安なことには、「目上の保護者とのコミュニケーション」であり、その経験不足が不安につながっているという徳広（2014）の報告がある。保育所実習における実習計画の中に、「保護者対応」や「地域との連携」について積極的に盛り込む必要があろう。

三つ目は、リカレント教育の充実である。これまで多くの研究者が指摘し、本稿でも論じた通り、社会福祉士養成カリキュラム並の環境を保育者養成校に当てはめることは現実的ではないと考えている。長年、保育所におけるソーシャルワーク機能の必要性について議論され、2017年度改正の保育所保育指針においても何度も議論されていることであるが、保育所や幼稚園に相談職を配置することは考えられていない。そのため、現実的には、保育者養成校の時点において基本的なソーシャルワークの視点や方法を身に付けるだけに留め、保育・幼児教育現場で働きながらレベルアップする仕組みが必要であろう。保育者養成校は、そのためのリカレント教育の充実が求められ、実際の保護者対応の経験を可視化し、評価し、科学的・体系的に相談援助技術を身に付ける必要がある。教職免許のように、保育士資格を更新制にすることも一つの考え方である。

6. まとめ—今後の保育者養成に向けて

本稿では、社会福祉士養成カリキュラムとの比較検討を通して、保育者養成校におけるソーシャルワーカー養成について論じた。しかし、実際のそれぞれの養成施設における取り組み内容まで踏み込むことが出来なかったため、今後は養成施設のカリキュラムの運用実態を見ていく必要がある。指定養成施設としての限界はあるものの、それぞれの教育目標や状況によっては、ユニークな講義科目、演習科目、実習などが実施されている可能性があり、筆者の勤務校においても活用できる事例があるかもしれない。また、今回は相談援助の国家資格として代表的な社会福祉士のカリキュラム内容をもとに検討したが、平成30年から実施される公認心理士（国家資格）のカリキュラムも視野に入れる必要がある。これまで、保育者は、「ソーシャルワークマインド」と「カウンセリングマインド」を持つことが言及してきた。今後、保育・教育相談支援に関わる専門職養成にあたっては、福祉職と心理職、双方の養成カリキュラムから検討していく意義はあろう。合わせて、社会福祉士養成カリキュラムの内容を参考にしたからと言って、「それが全て参考になるとは言えない」こともあり、社会福祉士養成においても多くの課題が残されていることも最後に付け加えておきたい（渡辺律子 2016：24）（小山聰子 2016：14）。

2017年に厚生労働省がまとめた「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）—地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ」は、地域におけるソーシャルワークの重要性について何度も強調されている。地域社会における様々な福祉課題が表面化している状況において、当事者のエンパワメントを促進し、住

民間とのつながりや社会資源を新たに創出するなど、「ソーシャルワーク機能」が求められていることは周知のとおりである。しかし、同報告書（2017）には、その役割を「誰が担うのか」については明確に示されておらず、これまでの「専門性」や「専門資格」といった枠組みを超えた議論がなされている。地域福祉の主流化や地域包括ケアの議論の中では、当然医療や福祉の専門職の登場は欠かせないが、そればかりでは無くなってきてることも押さえておかなければならぬ。厚労省の言葉で言う「我が事」は他人事ではなく自分事にしていくこと、「丸ごと」は子どもからお年寄りまで他職種連携を通じた全世代対応の必要性である。保育・幼児教育分野で言えば、「資格が無くても保育は出来る」し、「資格を持っていないと相談援助活動が出来ない」というわけではない⁶⁾。2017年度の社会福祉士国家試験受験者数が減少した。母数の縮小も考えられるが、福祉専門職そのものの存在意義も常に問われ続けている。

<脚注>

- 1) 「保育・教育相談支援」という用語は、2016年に太田光洋が編集した『保育・教育相談支援』(建帛社)のタイトルを参考に、保育士・幼稚園教諭養成における相談援助系科目（「保育相談支援」「相談援助」「家庭支援論」など）を包含する言葉として用いている。
- 2) 山縣・柏女（2016）によれば、ソーシャルワークは、「社会福祉の実践体系であり、社会福祉制度において展開される専門的活動の総体」と定義されており、特にその体系の一つであるソーシャル・ケースワーカーは、「個人と環境との相互作用に焦点をあて、個人の内的変化と社会環境の変化の双方を同時に視野に入れて援助過程を展開する」ことを特徴としてあげている。一般的には「相談援助の現場」で用いられることが多い。
- 3) 山本（2000：18）によれば、保育士の養成課程において「地域活動や保護者相談などのスキルや知識を習得することを目的としていない」ことや、「保育士自身も自分たちをソーシャルワーカーであるとは考えていないこと」を課題としてあげている。加賀谷・高橋ら（2015）の調査では、保育者養成校の学生に対する保護者支援に関する調査において、保護者の相談を受けることに自信がないことや、「経験」や「アドバイス」を重視していること、保護者支援に対する意識が低く知識がない学生、視野が狭い学生が保護者支援に対して自信がないことがあげられている。
- 4) 文部科学省は、スクールソーシャルワーカーについて「問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていくこと」としている。保育ソーシャルワークについては、2013年「保育ソーシャルワークのさらなる発展を期して」日本保育ソーシャルワーク学会が立ち上げられ、保育現場のソーシャルワークに関する研究活動が進められている。また、2017（平成29）年の3法令改定では、『幼稚園教育要領』、『保育所保育指針』、『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』が初めて同時改定され、幼稚園、保育園、認定こども園を「日本の幼児教育施設」として明確に位置付けられた。そのことによって、改めて「幼児教育施設（スクール）としての相談援助（ソーシャルワーク）」といった概念としてとらえ直すことが可能になってきた。
- 5) 厚生労働省の報道発表資料によれば、社会福祉士の合格率は毎年30%前後を推移している。第30回（平成30年2月）社会福祉士国家試験は、受験者数43,937名に対して、合格者数が13,288名となっ

ており、30.2%の合格率である。

6)「業務独占資格」ではないという意。

<引用文献>

本田和隆 (2018) 「社会福祉の専門職と倫理」『保育士をめざす人の社会福祉』みらい。

土田美世子 (2016) 「保育現場におけるソーシャルワーク支援の可能性と課題」『社会福祉研究』127号, pp11-19.

山本真美 (2000) 「保育所機能の多様化とソーシャルワーク」『ソーシャルワーク研究』26 (3), pp17-24.

<参考文献>

阿部和子・米山岳広ほか (2006) 「『家族援助論』に関する研究 I—保育士養成における『家族援助論』のあり方を考える」『児童学研究』(聖徳大学児童学研究所紀要) 8号, pp79-91.

林陽子 (2003) 「保育者養成教育における『子育て支援』に関する教育内容について」『岡崎女子短期大学』36, pp1-6.

藤原法生 (2013) 「保育者を目指す学生の相談援助に必要なコミュニケーション能力—聖園学園短期大学学生の意識調査から」『聖園学園短期大学研究紀要』43号, pp56-62.

本田和隆 (2018) 「保育・教育相談支援で求められる専門性—近年の子育て（の）支援の現代的課題と政策動向を中心に」『大阪千代田短期大学紀要』46号, pp77-90.

笠野恵子 (2016) 「保育の質を高めるためのこどもソーシャルワークに関する一考察」『鹿児島国際大学大学院学術論集』8, pp1-8.

加賀谷崇文・高橋貴志ほか (2015) 「保護者支援の出来る保育者養成に関する研究—保育者養成校の学生に対する意識調査から『子育て研究』(日本子育て学会) 第5巻, 30-40.

川崎愛 (2013) 「保育士養成における施設実習の事前学習—社会福祉士養成との比較を通して」『社会学部叢』24(1), pp85-94.

木全晃子 (2010) 「保育者養成校における家庭支援論のねらいと課題—学生の経験を学習資源とした授業実践」『お茶の水女子大学生涯学習実践研究』(9), 43-55.

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (2015) 『指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について』

厚生労働省社会・援護局長 (2016) 『社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について』

厚生労働省 (2017) 『地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）—地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ』

石野美也子 (2016) 「実習に学ぶ『支援』の技法に関する一考察—学生の振り返りを中心に」『京都文教短期大学研究紀要』53, pp109-114.

宮本節子 (2017) 『ソーシャルワーカーという仕事』ちくまプリマ新書.

守本友美 (2001) 「保育士養成課程におけるソーシャルワーク教育のあり方」『近畿大学豊岡短期大学紀要』29号, pp 33-43.

文部科学省初等中等教育局 (2018) 『教職課程認定申請の手引き（教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程認定申請の手引き）（平成31年度開設用）【再課程認定】』

大阪千代田短期大学 (2018) 『学生便覧』

小山顕 (2014) 「『相談援助』を行う者（よき助け手）のコアにあること」『聖和論集』42, 1-11.

小山聰子 (2016) 「豊かな知識と批判精神を育むソーシャルワーク教育—現状の整理とクリティカルな視点からみた今後」『ソーシャルワーク実践研究』4号, 2-15.

ソーシャルワーカー養成の現状分析と課題

- 新里麻世（2006）「回想法の教育的効果について—保育士養成課程における社会福祉援助技術演習の一試みを中心に」『沖縄女子短期大学紀要』19号, pp17-27.
- 新里麻世（2007）「回想法の教育的効果について（その2）—保育士養成課程における社会福祉援助技術演習の一試みを中心に」『沖縄女子短期大学紀要』20号, pp13-26.
- 須永進（2008）「実践報告『子育て支援』の学習プログラムとその効果について」『藤女子大学紀要』45, pp51-59.
- 須永進（2014）「子育て支援論の構築化に関する研究—保育者養成教育の試案」『三重大学教育学部研究紀要』65, pp141-148.
- 須永進（2018）「保育者養成の視点による子育て支援教育について」『三重大学教育学部研究紀要』69, pp 341-347.
- 茂井万里絵・奈良環（2017）「本学人間福祉学科におけるカリキュラム分析—介護福祉資格と保育士資格の比較検討から」『文京学院大学人間学部研究紀要』18, pp203-211.
- 汐見稔幸・無藤隆監修（2018）『平成30年施行 保育所保育指針 幼稚園教育要領 幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説とポイント』ミネルヴァ書房.
- 田辺敦子・金子恵美（1996）「ソーシャルワークの観点から見た保育実習のカリキュラム構造と課題」『保母養成研究』14号, pp1-12.
- 徳広圭子（2011）「保育者養成と家庭支援論・保育相談支援—2010（平成22）年度・集中講義『保育内容特論II・家庭支援と保育相談支援を通して』『岐阜聖徳学園大学短期大学部紀要』43, pp131-147.
- 徳広圭子（2014）「指定保育士養成校における『保育相談支援』の教授法—帰納法的演習の試み」『岐阜聖徳学園大学短期大学部紀要』46, pp41-50.
- 東京都福祉保健局（2014）『東京都保育士実態調査報告書』.
- 上村千尋（2005）「保育士養成課程におけるソーシャルワーク教授法(1)—学生主体の演習プログラムの展開」『山口芸術短期大学紀要』37巻, pp43-60.
- 渡部律子（2016）「ソーシャルワークにおける省察的実践とソーシャルワーカー養成—ソーシャルワーク教育の課題と展望を考察する」『ソーシャルワーク実践研究』4号, 16-30.